

# 横查情報月報



2022  
5055

4 月  
目

横浜市衛生研究所

# 令和4年4月号 目次

## 【トピックス】

|  |   |
|--|---|
| ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準の一部改正（令和3年6月）<br>及び水道法水質基準との相違 ..... | 1 |
|--|---|

## 【検査結果】

|   |    |
|---|----|
| 医動物・種類同定検査結果（令和3年10月～令和4年3月） .....                  | 4  |
| カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)感染症のまとめ<br>－2021年分離株について－ ..... | 5  |
| 食品中のアフラトキシン検査結果（令和3年度） .....                        | 8  |
| 食品中の動物用医薬品検査結果（令和3年11月） .....                       | 9  |
| ミネラルウォーター類の検査結果（令和3年度） .....                        | 11 |

## 【情報提供】

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 衛生研究所WEBページ情報（令和4年3月） ..... | 15 |
|-----------------------------|----|

## 【感染症発生動向調査】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 感染症発生動向調査報告*（令和4年3月） ..... | 17 |
|----------------------------|----|

\* この記事では主に、医療機関向けの情報を提供しています。

感染症発生動向調査は感染症法に基づく国の事業です。本事業に関する詳細は、「感染症発生動向調査とは」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/systemgaiyo.html>

## 【トピックス】

# ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準の一部改正（令和3年6月）及び水道法水質基準との相違

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう）については、これまでの原水基準と成分規格の双方による規制から、水道法水質基準が参考にされた後者のみによる規制に変更されました。規制内容は平成26年12月、平成30年7月に続き、令和3年6月に改正\*されました。ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準を水道法水質基準と比較して表1、表2、表3に示しました。令和3年6月の規格基準の一部改正は、これまで基準値が設定されていなかったハロ酢酸類（クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・トリクロロ酢酸）とフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)に新たに基準値が設定されるとともに、六価クロムの基準値が強化されました。

成分規格基準の項目数は「殺菌又は除菌を行わないもの」では15項目、「殺菌又は除菌を行うもの」では44項目です。成分規格基準項目は水道法水質基準(51項目)・水質管理目標設定項目・要検討項目の中で健康に関する項目を中心に設定されています。水道水には水質基準が設定されているアルミニウム、鉄、ナトリウム、塩化物イオン、硬度など常に含まれている成分やかび臭物質・フェノール類・界面活性剤などについてミネラルウォーター類では規格基準が設定されていません。規格基準値は水道法水質基準値・目標設定項目目標値・要検討項目目標値と比べて鉛、フッ素、ホウ素、マンガン、バリウムでは高く、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、アンチモン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)では低く規定されています。

表1 水道法水質基準(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

| 水道法水質基準 (51項目) 基準値<br>(抜粋) |                       | 食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格<br>ミネラルウォーター類 |                                       |                                   |
|----------------------------|-----------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
|                            |                       | 殺菌又は除菌を行わない<br>もの (15項目)         | 殺菌又は除菌を行うもの<br>(44項目)                 |                                   |
| 03                         | カドミウム及びその化合物          | カドミウムの量に関して<br>0.003mg/L 以下であること | カドミウム 0.003mg/L以下であること                |                                   |
| 04                         | 水銀及びその化合物             | 水銀の量に関して<br>0.0005mg/L 以下であること   | 水銀 0.0005mg/L以下であること                  |                                   |
| 05                         | セレン及びその化合物            | セレンの量に関して<br>0.01mg/L 以下であること    | セレン 0.01mg/L以下であること                   |                                   |
| 06                         | 鉛及びその化合物              | 鉛の量に関して<br>0.01mg/L 以下であること      | 鉛 0.05mg/L以下であること                     |                                   |
| 07                         | ヒ素及びその化合物             | ヒ素の量に関して<br>0.01mg/L 以下であること     | ヒ素 0.01mg/L以下であること                    |                                   |
| 08                         | 六価クロム化合物              | 六価クロムの量に関して<br>0.02mg/L 以下であること  | 六価クロム 0.02mg/L以下であること                 |                                   |
| 09                         | 亜硝酸態窒素                | 0.04mg/L 以下であること                 | 亜硝酸性窒素 0.04mg/L以下であること                |                                   |
| 10                         | シアン化物イオン及び塩化シアン       | シアンの量に関して<br>0.01mg/L 以下であること    | シアン(シアンイオン及び塩化シアン)<br>0.01mg/L以下であること |                                   |
| 11                         | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素         | 10mg/L 以下であること                   | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下であること           |                                   |
| 12                         | フッ素及びその化合物            | フッ素の量に関して<br>0.8mg/L 以下であること     | フッ素 2mg/L以下であること                      |                                   |
| 13                         | ホウ素及びその化合物            | ホウ素の量に関して<br>1.0mg/L 以下であること     | ホウ素 5mg/L以下であること                      |                                   |
| 14                         | 四塩化炭素                 | 0.002mg/L 以下であること                | —                                     | 0.002mg/L以下であること                  |
| 15                         | 1,4-ジオキサン             | 0.05mg/L 以下であること                 | —                                     | 0.04mg/L以下であること                   |
| 16                         | シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下であること                 | —                                     | シス体とトランス体の和として<br>0.04mg/L以下であること |
| 17                         | ジクロロメタン               | 0.02mg/L 以下であること                 | —                                     | 0.02mg/L以下であること                   |
| 18                         | テトラクロロエチレン            | 0.01mg/L 以下であること                 | —                                     | 0.01mg/L以下であること                   |

表1(続き) 水道法水質基準(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

| 水道法水質基準(51項目) 基準値<br>(抜粋) |                       | 食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格<br>ミネラルウォーター類 |                       |                            |
|---------------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|----------------------------|
|                           |                       | 殺菌又は除菌を行わない<br>もの(15項目)          | 殺菌又は除菌を行うもの<br>(44項目) |                            |
| 19                        | トリクロロエチレン             | 0.01mg/L以下であること                  | —                     | 0.004mg/L以下であること           |
| 20                        | ベンゼン                  | 0.01mg/L以下であること                  | —                     | 0.01mg/L以下であること            |
| 21                        | 塩素酸                   | 0.6mg/L以下であること                   | —                     | 0.6mg/L以下であること             |
| 22                        | クロロ酢酸                 | 0.02mg/L以下であること                  | —                     | 0.02mg/L以下であること            |
| 23                        | クロロホルム                | 0.06mg/L以下であること                  | —                     | 0.06mg/L以下であること            |
| 24                        | ジクロロ酢酸                | 0.03mg/L以下であること                  | —                     | 0.03mg/L以下であること            |
| 25                        | ジブロモクロロメタン            | 0.1mg/L以下であること                   | —                     | 0.1mg/L以下であること             |
| 26                        | 臭素酸                   | 0.01mg/L以下であること                  | —                     | 0.01mg/L以下であること            |
| 27                        | 総トリハロメタン              | 0.1mg/L以下であること                   | —                     | 0.1mg/L以下であること             |
| 28                        | トリクロロ酢酸               | 0.03mg/L以下であること                  | —                     | 0.03mg/L以下であること            |
| 29                        | プロモジクロロメタン            | 0.03mg/L以下であること                  | —                     | 0.03mg/L以下であること            |
| 30                        | プロモホルム                | 0.09mg/L以下であること                  | —                     | 0.09mg/L以下であること            |
| 31                        | ホルムアルデヒド              | 0.08mg/L以下であること                  | —                     | 0.08mg/L以下であること            |
| 32                        | 亜鉛及びその化合物             | 亜鉛の量に関して<br>1.0mg/L以下であること       | —                     | —                          |
| 33                        | アルミニウム及びその化合物         | アルミニウムの量に関して<br>0.2mg/L以下であること   | —                     | —                          |
| 34                        | 鉄及びその化合物              | 鉄の量に関して<br>0.3mg/L以下であること        | —                     | —                          |
| 35                        | 銅及びその化合物              | 銅の量に関して<br>1.0mg/L以下であること        | 銅 1mg/L以下であること        | —                          |
| 36                        | ナトリウム及びその化合物          | ナトリウムの量に関して<br>200mg/L以下であること    | —                     | —                          |
| 37                        | マンガン及びその化合物           | マンガンの量に関して<br>0.05mg/L以下であること    | マンガン 0.4mg/L以下であること   | —                          |
| 38                        | 塩化物イオン                | 200mg/L以下であること                   | —                     | —                          |
| 39                        | カルシウム、マグネシウム等<br>(硬度) | 300mg/L以下であること                   | —                     | —                          |
| 40                        | 蒸発残留物                 | 500mg/L以下であること                   | —                     | —                          |
| 41                        | 陰イオン界面活性剤             | 0.2mg/L以下であること                   | —                     | —                          |
| 42                        | ジェオスミン                | 0.00001mg/L以下であること               | —                     | —                          |
| 43                        | 2-メチルイソボルネオール         | 0.00001mg/L以下であること               | —                     | —                          |
| 44                        | 非イオン界面活性剤             | 0.02mg/L以下であること                  | —                     | —                          |
| 45                        | フェノール類                | フェノールの量に換算して<br>0.005mg/L以下であること | —                     | —                          |
| 46                        | 有機物<br>(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下であること                     | —                     | 有機物(全有機炭素)<br>3mg/L以下であること |
| 47                        | pH値                   | 5.8以上8.6以下であること                  | —                     | —                          |
| 48                        | 味                     | 異常でないこと                          | —                     | 異常でないこと                    |
| 49                        | 臭気                    | 異常でないこと                          | —                     | 異常でないこと                    |
| 50                        | 色度                    | 5度以下であること                        | —                     | 5度以下であること                  |
| 51                        | 濁度                    | 2度以下であること                        | —                     | 2度以下であること                  |

表2 水道法水質管理目標設定項目(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

| 水質管理目標設定項目 目標値<br>(抜粋) |                  | 食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格<br>ミネラルウォーター類 |                          |
|------------------------|------------------|----------------------------------|--------------------------|
|                        |                  | 殺菌又は除菌を行わない<br>もの(15項目)          | 殺菌又は除菌を行うもの<br>(44項目)    |
| 01                     | アンチモン及びその化合物     | 0.02mg/L 以下                      | アンチモン 0.005mg/L 以下であること  |
| 02                     | ウラン及びその化合物       | 0.002mg/L 以下(暫定)                 | —                        |
| 03                     | ニッケル及びその化合物      | 0.02mg/L 以下                      | —                        |
| 05                     | 1,2-ジクロロエタン      | 0.004mg/L 以下                     | — 0.004mg/L 以下であること      |
| 08                     | トルエン             | 0.4mg/L 以下                       | — 0.4mg/L 以下であること        |
| 09                     | フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) | 0.08mg/L 以下                      | — 0.07mg/L 以下であること       |
| 10                     | 亜塩素酸             | 0.6mg/L 以下                       | — 0.6mg/L 以下であること        |
| 13                     | ジクロロアセトニトリル      | 0.01mg/L 以下(暫定)                  | — 0.01mg/L 以下であること       |
| 16                     | 残留塩素(遊離)         | 1mg/L 以下                         | — 残留塩素 3mg/L 以下<br>であること |
| 16                     | 残留塩素(結合)         |                                  |                          |

表3 水道法要検討項目(令和4年4月現在)及び食品衛生法規格基準(令和3年6月29日改正)

| 要検討項目 目標値<br>(抜粋) |             | 食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格<br>ミネラルウォーター類 |                       |
|-------------------|-------------|----------------------------------|-----------------------|
|                   |             | 殺菌又は除菌を行わない<br>もの(15項目)          | 殺菌又は除菌を行うもの<br>(44項目) |
| 02                | バリウム及びその化合物 | 0.7mg/L 以下                       | バリウム 1mg/L 以下であること    |

\*:食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(清涼飲料水の規格基準の一部改正) 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知 生食発0629第4号 令和3年6月29日

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

## 医動物・種類同定検査結果（令和3年10月～令和4年3月）

医動物担当では、人の健康を害し、人に不快感を与える昆虫、ダニ、寄生虫等の試験・調査・研究を行っています。

その中の一つとして、各区福祉保健センター、各市場検査所、事業者などの依頼を受け、昆虫類を中心とした種類同定検査を行っています。昆虫類の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かると、効果的な対策を立てることにつながります。

令和3年10月から令和4年3月の6か月間の種類同定検査報告件数は、昆虫類1件(コウチュウ目1件)、その他の節足動物2件(クモ目2件)でした。

検査結果の詳細は以下のとおりです。

| 相談内容・発生状況等<br>(相談月)  | 写真<br>(状態、体色、大きさ)  | 同定結果                          | 生態・その他  |
|--|--|-------------------------------|---|
| <p>寝室の床の上とベランダの<sup>さん</sup>棧にコウチュウがみられる。<br/>(2月)</p>                     |  <p>成虫、褐色、3mm</p>                          | <p>ヒメヒョウホンムシ<br/>(コウチュウ目)</p> | <p>ヒョウホンムシ科は、乾燥動植物質を食べ、一般家屋や食糧貯蔵庫、製粉工場などで見つかる。世界共通種である。</p>   |
| <p>施設内の商品棚裏でクモを発見した。<br/>(10月)</p> <p>上記施設周辺のカードレールでクモを発見した。<br/>(10月)</p> |  <p>雌成虫、褐色で腹面に赤い斑紋 背面に斑紋がある、<br/>約8mm</p> | <p>ハイイロゴケグモ<br/>(クモ目)</p>     | <p>基本的に攻撃性はないが毒を持っており、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている。咬まれても、多くの場合は軽症で、針で刺されたような痛みや、咬まれた箇所が赤くなったり、熱を感じたりする。ただし稀に<sup>まれ</sup>重症化することがある。全世界の熱帯、亜熱帯、温帯の一部に分布する。</p> |

横浜市内で確認されたゴケグモ属については、以下のHPに掲載されています。

(※)【参考】ゴケグモに注意

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/gaichu/seakagokegumo.html>

(横浜市健康福祉局ウェブページ)

【 微生物検査研究課 医動物担当 】

# カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE) 感染症のまとめ

## －2021年分離株について－

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (Carbapenem-resistant Enterobacteriaceae : CRE) は、抗菌薬が効かない細菌、いわゆる薬剤耐性菌の一種で、国際的にも人類にとって脅威になると考えられています。

CREがなぜ脅威になるかという点、腸内細菌目の細菌による感染症に使用される重要な抗菌薬であるβ-ラクタム系(ペニシリン系、セフェム系、カルバペネム系など)の抗菌薬がほとんど効かず治療することが難しいということ、その耐性遺伝子がプラスミド上に存在し、異なる菌種に拡散していくことなどがあげられます。

CRE感染症は、国が実施している「感染症発生動向調査」で報告を求められている感染症であり、平成26年9月19日から医療機関で発生した全例について保健所への届出が義務づけられています(5類全数届出疾病)。また、その原因菌株の提出協力を求められています。

当所では、市内の医療機関で検出されたCREの解析を行っており、2021年1月から12月の1年間に当所に搬入された届出対象51株および届出対象外の26株(院内感染関連株、医療機関からの精査依頼株等)、計77株について結果を報告します。

菌株が分離された検体を種類別に図1に示しました。届出対象患者由来の菌株では、血液、喀痰、尿由来の株が多く、次いで胆汁、腹水などから菌株が分離されており、菌血症、呼吸器感染症、尿路感染症などの患者が多くなっています。対象外患者由来の菌株では、便からの分離が多く、CREを便中に保菌している患者由来の株が多く含まれていることがわかります。

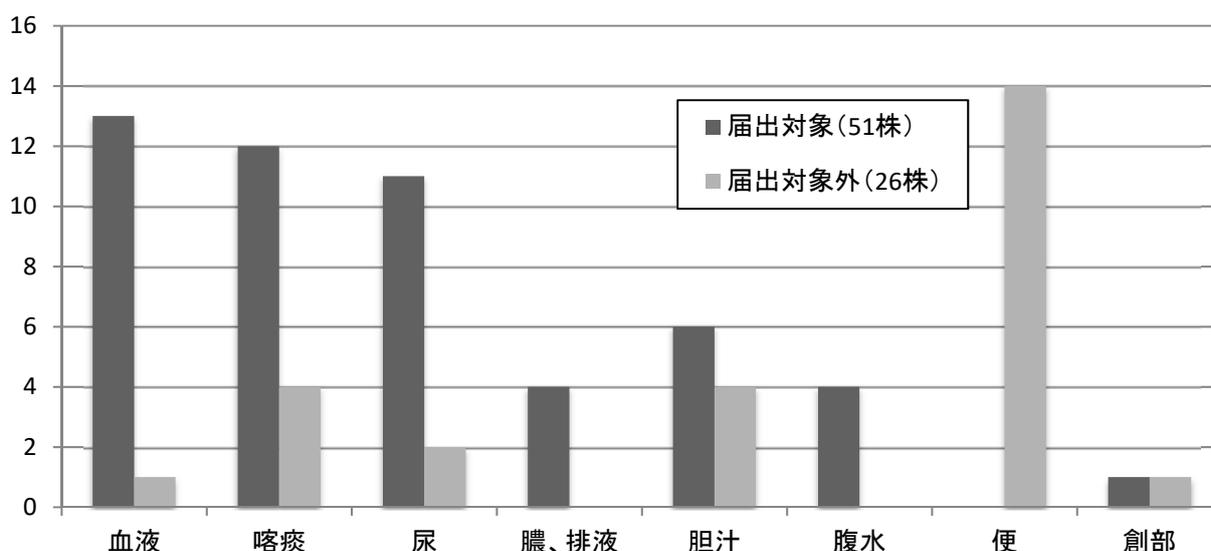


図1 検体別分離菌株数

次いで、菌株を菌種別に図2に示しました。従来通り、*Enterobacter cloacae* complex が最も多く、次いで *Klebsiella aerogenes* や *Klebsiella pneumoniae* が多い傾向でした。また、CREの中でもとりわけ公衆衛生上問題となるカルバペナーゼ産生腸内細菌科細菌 (Carbapenemase-producing Enterobacteriaceae : CPE) であるかどうかを図3に示しました。その結果、分離数の多い *E. cloacae* complex は5割強がCPEであることがわかりました。その一方、次に多い *K. aerogenes* の全株はCPEではありませんでした。一方 *K. pneumoniae* は分離数は少ないもののCPEの割合が6/9と多く、分離された際は注意すべき菌種であると思われました。

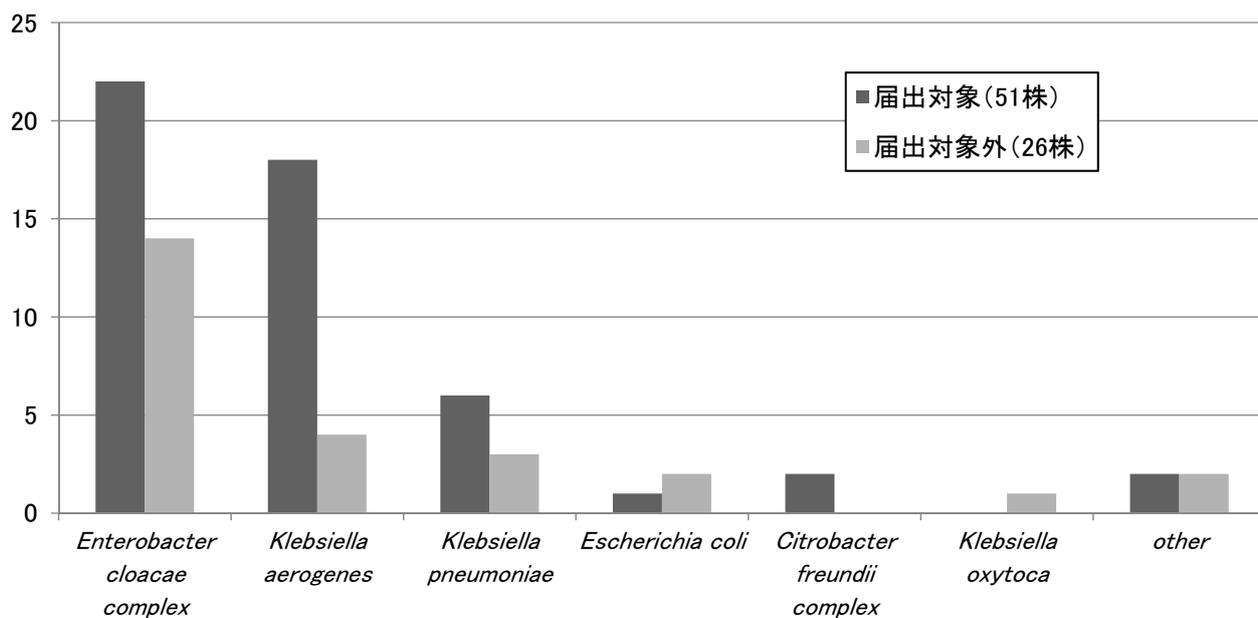


図2 菌種別分離菌株数

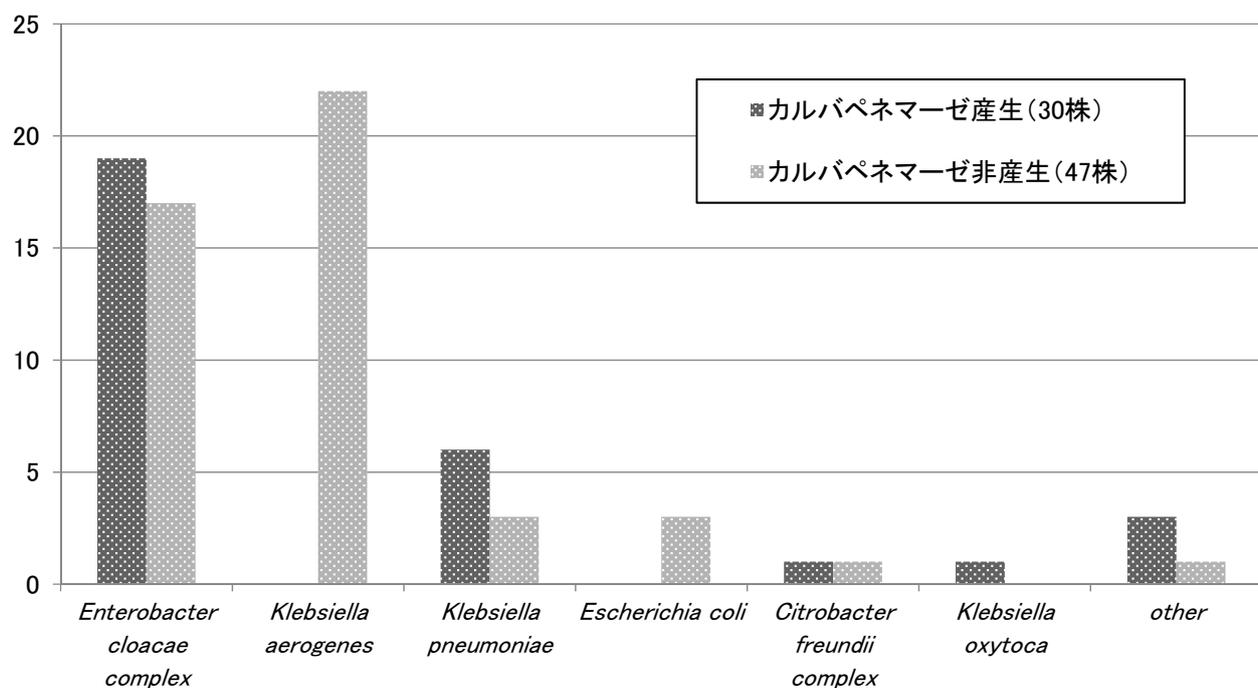


図3 菌種別カルバペネマーゼ産生株数

CPEはプラスミド上にカルバペネマーゼ(カルバペネム分解酵素)を産生する遺伝子を保有しており、その薬剤耐性遺伝子を解析することで、地域におけるCPEの割合、同じ遺伝子型の地域内拡散の有無、海外型CPEの分離状況等、地域での流行状況を把握することができます。カルバペネマーゼの種類には、日本で良く検出されるIMP型、インド・中国等アジアで良く検出されるNDM型、米国・南米で良く検出されるKPC型、トルコ・モロッコ等で良く検出されるOXA-48group型などがあります。2021年は、CPEであった30株のうち、IMP-1型が25株、IMP-11型が3株、IMP-19型が1株、NDM-5型が1株でした。NDM-5型はミャンマーで渡航歴と医療機関受診歴がある患者から検出され、海外からの持ち込み例であると思われました。ま

た、2016年にCRE感染症が届出疾病となり当所で検査を開始してから市内で初めてIMP-19型が検出されました。

なお、2016年に腸内細菌科 (Enterobacteriaceae) に分類されていた菌種の一部が、他の科 (family) に変更されたことから、これまでの腸内細菌科 (Enterobacteriaceae) と同義の言葉として、より上位のレベル (目、order) である腸内細菌目細菌 (Enterobacterales) を使用することが提唱されています。しかし、感染症法では、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」という疾病名称であるため、本文中ではこれまで通りの腸内細菌科細菌 (Enterobacteriaceae) の表記を使用しました。

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

## 食品中のアフラトキシン検査結果（令和3年度）

アフラトキシンはアスペルギルス等が産生するカビ毒で、発がん物質として知られています。日本では食品全般に対して総アフラトキシン（アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合算）で10  $\mu\text{g}/\text{kg}$ の規制値が設けられています。

当所では、食品中のアフラトキシン検査を行っています。今回は、令和3年5月及び6月に食品専門監視班が収去した市内流通食品の検査結果を報告します。

5月に4検体（アーモンド、アーモンドパウダー、カシューナッツ及びクルミ）、6月に4検体（アーモンド、カシューナッツ、クルミ及びピスタチオ）の計8検体について総アフラトキシン（アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合算）の検査を行いました。

検査の結果、表に示すとおり全て不検出でした。

表 総アフラトキシンの検査結果

| 食品の種類     | 検体数 | 検出数 | 結果<br>$\mu\text{g}/\text{kg}$ | 規制値<br>$\mu\text{g}/\text{kg}$ |
|-----------|-----|-----|-------------------------------|--------------------------------|
| アーモンド     | 2   | 0   | 不検出                           | 10                             |
| アーモンドパウダー | 1   | 0   | 不検出                           | 10                             |
| カシューナッツ   | 2   | 0   | 不検出                           | 10                             |
| クルミ       | 2   | 0   | 不検出                           | 10                             |
| ピスタチオ     | 1   | 0   | 不検出                           | 10                             |
| 計         | 8   | 0   | —                             | —                              |

（検出限界：1  $\mu\text{g}/\text{kg}$ ）

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】

## 食品中の動物用医薬品検査結果（令和3年11月）

動物用医薬品は畜水産物の疾病の治療、予防及び発育促進の目的で使用されています。食品中に残留する動物用医薬品が人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は動物用医薬品について残留基準を設定しています。

当所では、市内流通及びインターネット購入品の畜水産食品について検査を行っています。今回は、健康福祉局食品専門監視班が令和3年11月に収去及びインターネットで購入した食品の検査結果を報告します。

すずき目魚介類1検体(ブリ)、さけ目魚介類2検体(サーモン及びギンザケ各1検体)、その他の魚類5検体(ヒラメ)及び甲殻類1検体(エビ)の計9検体について検査を行いました。

その結果、表1に示すとおりヒラメ2検体からオキシテトラサイクリンを各0.04ppm検出しました(基準値: 0.2ppm)。その他の検体では、全ての項目で不検出でした。

表1 魚介類の検査項目、検査結果及び検出限界

| 検査項目                        | 検査結果          |              |                 |              | 検出限界  |
|-----------------------------|---------------|--------------|-----------------|--------------|-------|
|                             | すずき目<br>(1検体) | さけ目<br>(2検体) | その他の魚類<br>(5検体) | 甲殻類<br>(1検体) |       |
| <b>【合成抗菌剤】</b>              |               |              |                 |              |       |
| ニトロフラントイン                   | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.001 |
| フラゾリドン                      | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.001 |
| フラルタドン                      | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.001 |
| マラカイトグリーン                   | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.002 |
| ロイコマラカイトグリーン                | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.002 |
| エンロフロキサシン(シプロ<br>フロキサシンとの和) | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| オキシロニック酸                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| オフロキサシン                     | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| オルビフロキサシン                   | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| オルメトプリム                     | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| クロピドール                      | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| サラフロキサシン                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| ジフロキサシン                     | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファキノキサリン                  | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファクロルピリダジン                | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファジアジン                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファジミジン                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファジメトキシシ                  | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファセタミド                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファチアゾール                   | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファドキシシ                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファピリジン                    | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファベンズアミド                  | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファメキサゾール                  | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |
| スルファメキシピリダジン                | N.D.          | N.D.         | N.D.            | N.D.         | 0.01  |

表1(続き) 魚介類等の検査項目、検査結果及び検出限界

| 検査項目           | 検査結果          |              |                       |              | 検出限界  |
|----------------|---------------|--------------|-----------------------|--------------|-------|
|                | すずき目<br>(1検体) | さけ目<br>(2検体) | その他の魚類<br>(5検体)       | 甲殻類<br>(1検体) |       |
| スルファメラジン       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| スルファモイルダプソン    | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| スルファモノメキシシ     | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| スルフィゾゾール       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| スルフィゾミジン       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ダノフロキサシン       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| チアンフェニコール      | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| トリメプリム         | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ナイカルバジン        | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ナリジクス酸         | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ノルフロキサシン       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ピリメタミン         | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ピロミド酸          | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| フルメキン          | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| マルボフロキサシン      | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| ミロサマイシン        | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |
| <b>【抗生物質】</b>  |               |              |                       |              |       |
| オキシテトラサイクリン    | N.D.          | N.D.         | { 0.04 (2)<br>N.D.(3) | N.D.         | 0.02  |
| クロルテトラサイクリン    | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.03  |
| テトラサイクリン       | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.02  |
| クロラムフェニコール     | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.005 |
| <b>【寄生虫用剤】</b> |               |              |                       |              |       |
| レバミゾール         | N.D.          | N.D.         | N.D.                  | N.D.         | 0.01  |

単位: ppm N.D.: 不検出 ( )内は検体数

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】

# ミネラルウォーター類の検査結果（令和3年度）

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう）については、カビの発生、昆虫類の一部の混入、クロロホルムや臭素酸が基準値を超えて検出されて回収された事例などが報道されています。本市に相談が寄せられたときに対応できるよう、ミネラルウォーター類の水質に則した検査法の標準実施作業書の整備や妥当性確認を順次進めています。

令和3年度のミネラルウォーター類の検査結果を報告します。令和3年度は陰イオン類（フッ素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、塩素酸など）の項目を追加しました。フッ素には規格基準値（2mg/L）とは別に7歳未満の乳幼児への注意喚起に関する値（0.8mg/L）が設定されており、表示の確認も行っています。



## 1 試料 ミネラルウォーター類 5試料（A～E）

試料の品名や水源の採水地などの概要を表1に示しました。試料の収去は区生活衛生課及び健康福祉局食品専門監視班が行いました。

表1 試料の概要

（令和3年度）

| 試料番号   | A              | B                           | C                          | D                          | E                          |
|--|----------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 品名（名称） <sup>*1</sup>                               | ナチュラルミネラルウォーター | ナチュラルミネラルウォーター              | ナチュラルミネラルウォーター             | ナチュラルウォーター                 | ナチュラルウォーター                 |
| 採水地 原産国名   | フランス           | フランス                        | 岐阜県                        | 鹿児島県                       | 青森県                        |
| 水源   | 天然水            | 天然水                         | 天然水                        | 天然水                        | 表示なし                       |
| 原材料名   | 鉱泉水            | 水（鉱泉水）                      | 水（鉱水）                      | 水（深井戸水）                    | 水（湧水）                      |
| 「殺菌又は除菌 <sup>*2</sup> を行っていない」表示 <sup>*3</sup> の有無 | 表示あり           | 表示あり                        | 表示なし<br>加熱殺菌               | 表示なし                       | 表示なし<br>非加熱                |
| 「高濃度フッ素」表示 <sup>*4</sup> の有無                       | 表示なし           | 表示なし                        | 表示なし                       | 表示なし                       | 表示なし                       |
| ボトル包装  | PET            | PET                         | PET                        | PET                        | PET                        |
| 栄養成分表示（100mL当り）                                    | 表示なし           | ナトリウム：<br>0.7mg<br>食塩相当量：0g | ナトリウム：<br>表示なし<br>食塩相当量：0g | ナトリウム：<br>表示なし<br>食塩相当量：0g | ナトリウム：<br>表示なし<br>食塩相当量：0g |

\*1:名称を炭酸飲料と表示している製品の中にも水道水などに二酸化炭素を圧入する方法で製造された（二酸化炭素圧力0.29MPa以上）製品があり、原材料名が水/炭酸（二酸化炭素）と表示されます（食品表示基準 別表第3、第4）。

\*2:「殺菌又は除菌を行う」とは加熱殺菌・オゾン殺菌・紫外線殺菌・フィルター除菌の4つを指します（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知 食安監発1128第2号 平成24年11月28日）。

\*3:二酸化炭素圧力が摂氏20度で0.098MPa未満であって、殺菌又は除菌を行わないものにあつては殺菌又は除菌を行っていない旨を表示すること（食品表示基準 別表第19）。

\*4:フッ素濃度が0.8mg/Lを超えるミネラルウォーター類に表示する。「7歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。（フッ素濃度〇mg/L）」（厚生省生活衛生局食品保健課長通知 衛食第214号 平成6年12月26日）

## 2 ミネラルウォーター類の規格基準項目の検査結果

ミネラルウォーター類の規格基準項目の検査結果を表2に示しました。アンチモンは試料A・B、ヒ素は試料A・C、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は試料A・B・C・D、フッ素は試料A、有機物(全有機炭素)は試料Aから検出されました。規格基準値を超過した試料はありませんでした。フッ素に設定されている7歳未満の乳幼児への注意喚起に関する値(0.8mg/L)を超過した試料はありませんでした。

表2 ミネラルウォーター類の規格基準項目の検査結果

(令和3年度)

| 規格基準値             | 定量下限値             | 試料番号    |        |         |        |      |      |
|-------------------|-------------------|---------|--------|---------|--------|------|------|
|                   |                   | A       | B      | C       | D      | E    |      |
| アンチモン             | 0.005mg/L以下であること  | 0.0005  | 0.0010 | 0.00058 | N.D.   | N.D. | N.D. |
| カドミウム             | 0.003mg/L以下であること  | 0.0003  | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 水銀                | 0.0005mg/L以下であること | 0.00005 | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| セレン               | 0.01mg/L以下であること   | 0.001   | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 銅                 | 1mg/L以下であること      | 0.01    | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 鉛                 | 0.05mg/L以下であること   | 0.001   | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| バリウム              | 1mg/L以下であること      | 0.1     | N.D.   | 0.11    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| ヒ素                | 0.01mg/L以下であること   | 0.001   | 0.0023 | N.D.    | 0.0027 | N.D. | N.D. |
| マンガン              | 0.4mg/L以下であること    | 0.005   | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 六価クロム             | 0.02mg/L以下であること   | 0.002   | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 塩素酸               | 0.6mg/L以下であること    | 0.06    | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 亜硝酸性窒素            | 0.04mg/L以下であること   | 0.004   | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 硝酸性窒素及び<br>亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下であること     | 0.1     | 1.9    | 0.88    | 0.50   | 0.19 | N.D. |
| フッ素               | 2mg/L以下であること      | 0.08    | 0.20   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| ホウ素               | 5mg/L以下であること      | 0.05    | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 有機物<br>(全有機炭素)    | 3mg/L以下であること      | 0.3     | 0.31   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 色度                | 5度以下であること         | 0.5     | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |
| 濁度                | 2度以下であること         | 0.1     | N.D.   | N.D.    | N.D.   | N.D. | N.D. |

N.D.: 定量下限値未満

ミネラルウォーター類の自主回収あるいは回収が命令された報道が散見されます。異味・異臭・異物の混入などの異常が感じられた際は保健所にご相談ください。

### 3 ミネラルウォーター類の規格基準が設定されていない項目の検査結果

規格基準が設定されていない元素などの検査結果を表3に示しました。液性を表すpHはpH6.1～pH7.6でした。ナトリウムは2mg/L未満～13mg/L検出されました。

ボトル包装の情報提供表示など記載例を図に示しました。多くのミネラルウォーター類に含まれている硝酸性窒素について定量下限値未満であることを強調している製品があります。

規格基準が設定されていませんが、液性については「アルカリ性・アルカリイオン」といった情報提供が表示されることがあります。また、マグネシウム、サルフェート(硫酸イオン)、シリカ(例: SiO<sub>2</sub>)、バナジウムなどの元素成分量に関する情報や軟水・硬水といった硬度に関する情報が記載されている製品があります。ナトリウムは栄養成分表示として食塩相当量(ナトリウムの量に換算できます)が表示されます。

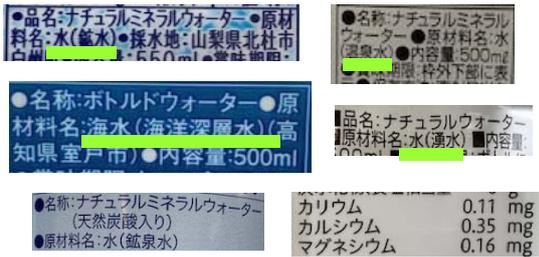
表3 ミネラルウォーター類の規格基準が設定されていない項目の検査結果

(令和3年度)

| 検査項目     | 定量下限値  | 試料番号    |        |       |       |      |
|----------|--------|---------|--------|-------|-------|------|
|          |        | A       | B      | C     | D     | E    |
| アルミニウム   | 0.01   | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| バナジウム    | 0.004  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| 鉄        | 0.01   | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| コバルト     | 0.004  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| ニッケル     | 0.001  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| 亜鉛       | 0.005  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| ストロンチウム  | 0.01   | 0.071   | 0.43   | 0.030 | 0.017 | N.D. |
| モリブデン    | 0.007  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| 銀        | 0.01   | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| ケイ素      | 0.01   | 20      | 8.9    | 7.7   | 7.5   | 0.17 |
| ウラン      | 0.0002 | 0.00024 | 0.0019 | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| リン       | 0.015  | 0.15    | N.D.   | 0.14  | N.D.  | N.D. |
| スズ       | 0.003  | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| リチウム     | 0.01   | 0.011   | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| ナトリウム    | 2.0    | 13      | 7.1    | 13    | 6.3   | N.D. |
| アンモニア態窒素 | 0.1    | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| カリウム     | 0.1    | 6.6     | 1.0    | 1.2   | 0.70  | N.D. |
| マグネシウム   | 0.1    | 8.9     | 27     | 1.6   | 1.0   | N.D. |
| カルシウム    | 0.1    | 13      | 86     | 3.8   | 2.7   | N.D. |
| 硬度       | 1.0    | 68      | 320    | 16    | 11    | N.D. |
| 塩化物イオン   | 0.25   | 16      | 10     | 3.1   | 7.8   | N.D. |
| 臭化物イオン   | 0.5    | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| リン酸イオン   | 1.0    | N.D.    | N.D.   | N.D.  | N.D.  | N.D. |
| 硫酸イオン    | 0.5    | 8.3     | 13     | 5.0   | 3.8   | N.D. |
| pH       | ----   | 7.4     | 7.6    | 7.3   | 6.8   | 6.1  |

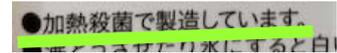
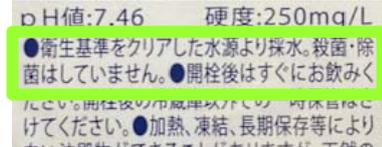
N.D.: 定量下限値未満 単位: pHを除きmg/L

品名、原材料名

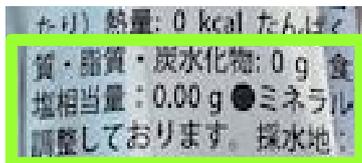
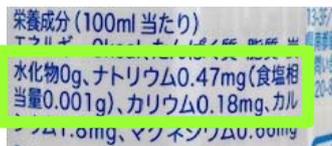


注:ミネラルウォーター類と呼ばれる水のみを原料とする容器詰めされた飲用水は、品質表示ガイドライン(平成7年2月17日 食品流通局長通達)では4種類(ポトルドウォーター、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター)に分類されます。

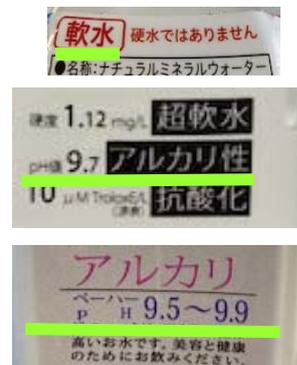
殺菌・除菌、加熱の有無



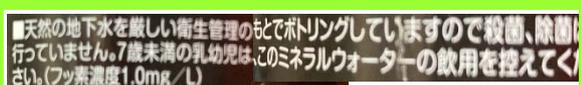
食塩相当量、ミネラル調整



液性、硬度



フッ素に関して



規格基準が設定されていない元素など



図 ボトル包装の情報提供表示など記載例(検査した試料とは関係ありません)

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

# 衛生研究所WEBページ情報（令和4年3月）

横浜市衛生研究所ホームページ（衛生研究所WEBページ）は平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報を提供しています。

今回は、当WEBページにおける令和4年3月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数は市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。また、令和2年2月の集計より、新Webアクセス解析システム「Matomo」による集計となります。

## 1 利用状況

### (1) アクセス件数

令和4年3月の総アクセス数は、207,525件でした。前月に比べ12.2%増加しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター\*79.5%、保健情報10.0%、検査情報月報3.6%、食品衛生2.0%、薬事1.9%、生活環境衛生1.1%でした。

\* 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

### (2) アクセス順位

3月のアクセス順位（表1）を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は、「生物化学兵器（生物兵器および化学兵器）について」、2位は、「トキソプラズマ症について」、3位は、「ぎょう虫（蟯虫）症について」でした。4位には、「粉ミルク（乳児用調整粉乳）を70℃以上のお湯で溶かすワケを知っていますか？」が入っています。

表1 令和4年3月 アクセス順位

| 順位 | タイトル                                  | 件数     |
|----|---------------------------------------|--------|
| 1  | 生物化学兵器(生物兵器および化学兵器)について               | 18,826 |
| 2  | トキソプラズマ症について                          | 8,879  |
| 3  | ぎょう虫(蟯虫)症について                         | 8,342  |
| 4  | 粉ミルク(乳児用調整粉乳)を70℃以上のお湯で溶かすワケを知っていますか？ | 6,433  |
| 5  | B群レンサ球菌(GBS)感染症について                   | 5,753  |
| 6  | EBウイルスと伝染性単核症について                     | 5,278  |
| 7  | サイトメガロウイルス感染症について                     | 5,152  |
| 8  | クロストリジウム-ディフィシル感染症について                | 4,275  |
| 9  | 水痘(水疱瘡)・帯状疱疹について                      | 3,850  |
| 10 | 横浜市感染症情報センタートップページ                    | 3,269  |

「生物化学兵器(生物兵器および化学兵器)について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/kikikanri/bcw1.html>

「トキソプラズマ症について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shikkan/ta/toxoplasma1.html>

「ぎょう虫(蟯虫)症について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shikkan/ka/gyou1.html>

## 2 追加・更新記事

令和4年3月に追加・更新した主な記事は、4件でした(表3)。

表2 令和4年3月 追加・更新記事

| 掲載月日  | 内容   | 備考 |
|-------|--|----|
| 3月 8日 | 感染症に気をつけよう(3月号)  | 掲載 |
| 3月11日 | 協会けんぽ神奈川支部加入者(横浜市在住)の生活習慣病予防健診3年継続受診者(平成28年度～平成30年度)の保健指導の効果について | 掲載 |
|       | 平成30年度 協会けんぽ神奈川支部加入者(横浜市在住)生活習慣病予防健診データ業態別分析結果                   | 掲載 |
| 3月24日 | 横浜市衛生研究所年報 第60号(令和2年度)   | 掲載 |
| 3月28日 | 横浜市感染症発生動向調査事業概要/令和2年(2020年)                                     | 掲載 |

【 感染症・疫学情報課 】

# 横浜市感染症発生動向調査報告（令和4年3月）

## 《今月のトピックス》

- 新型コロナウイルス感染症は第6週の報告数21,068件をピークに減少傾向にあります。小児を含めた幅広い年齢層での感染がみられます。
- 梅毒の報告が16件で、高い水準で続いています。

### ◇ 全数把握の対象

#### 〈3月期に報告された全数把握疾患〉

|                    |    |                       |     |
|--------------------|----|-----------------------|-----|
| E型肝炎               | 4件 | 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む) | 2件  |
| レジオネラ症             | 1件 | 侵襲性肺炎球菌感染症            | 4件  |
| ウイルス性肝炎            | 1件 | 水痘(入院例に限る)            | 1件  |
| カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 | 3件 | 梅毒                    | 16件 |
| 劇症型溶血性レンサ球菌感染症     | 7件 | 播種性クリプトコックス症          | 1件  |

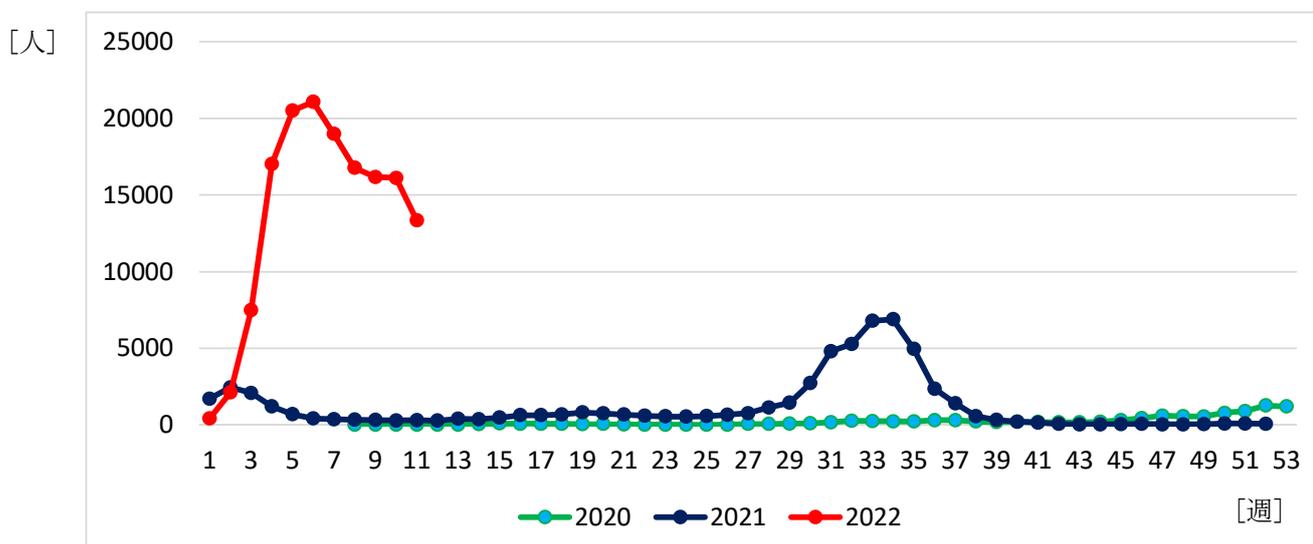
- 1 E型肝炎: 4件(すべて無症状病原体保有者)の報告がありました。いずれも献血時検査を契機に診断に至っています。(2020年8月5日採血分から、輸血用血液の安全性向上のため、全国一斉にE型肝炎検査(HEV NAT検査)が導入されています(日本赤十字社ホームページより。))
- 2 レジオネラ症: 肺炎型1件の報告がありました。感染経路等不明です。
- 3 ウイルス性肝炎: B型肝炎1件の報告がありました。異性間性的接触による感染が推定されています。
- 4 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症: 3件の報告がありました。いずれも感染経路等不明です。
- 5 劇症型溶血性レンサ球菌感染症: A群4件、B群1件、G群2件の報告がありました。
- 6 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む): AIDS1件、無症状病原体保有者1件の報告がありました。いずれも男性で、うち1件は異性間性的接触による感染が推定されています。
- 7 侵襲性肺炎球菌感染症: 50歳代1件、70歳代1件、80歳代2件(いずれもワクチン接種歴不明)の報告がありました。
- 8 水痘(入院例に限る): 10歳未満の臨床診断例1件(ワクチン接種歴不明)の報告がありました。
- 9 梅毒: 早期顕症梅毒Ⅰ期7件、早期顕症梅毒Ⅱ期7件、無症状病原体保有者2件で、男性10件女性6件、すべて性的接触による感染(異性間13件、詳細不明3件)が推定されています。
- 10 播種性クリプトコックス症: 免疫不全によるものと推定される80歳代1件の報告がありました。

### ◇ 新型コロナウイルス感染症(報道発表ベース)

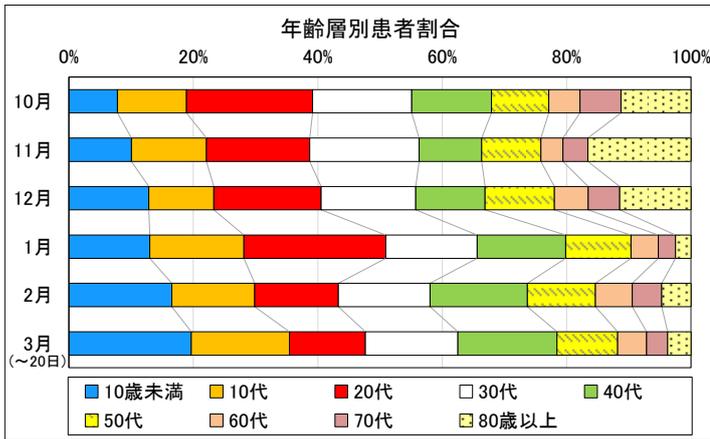
第7週～第11週に横浜市から報道発表のありました症例は81,378件でした。

◆横浜市 新型コロナウイルス感染症関連データ <https://data.city.yokohama.lg.jp/covid19/>

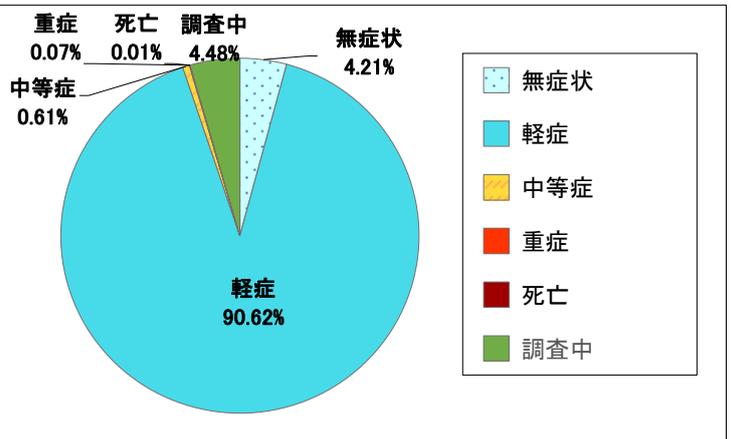
#### 1 報告数の推移



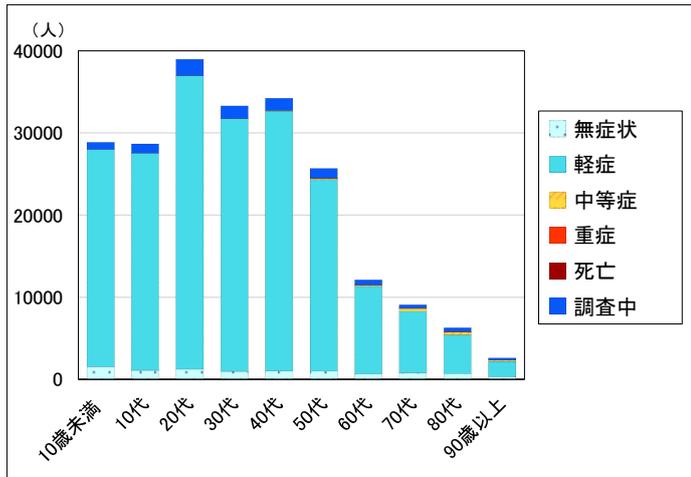
## 2 年齢別割合



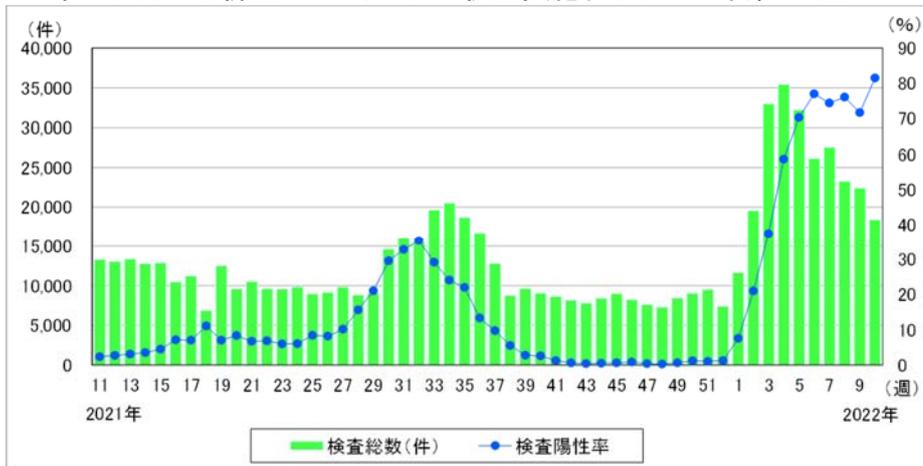
## 3 陽性確定時の症状の割合(2022 年第 11 週まで)



## 4 陽性確定時の症状別人数(年代別)(2022 年第 11 週まで)

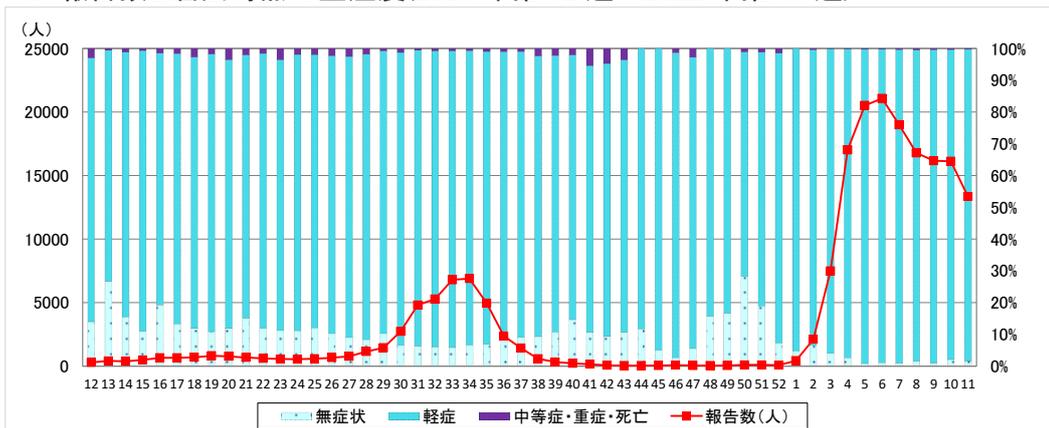


## 5 市内における新型コロナウイルス検査実施状況(2021 年第 11 週~2022 年第 10 週)



※ 検査総数:医療機関(民間検査機関等)、接触者外来、市衛生研究所の検査数の合計

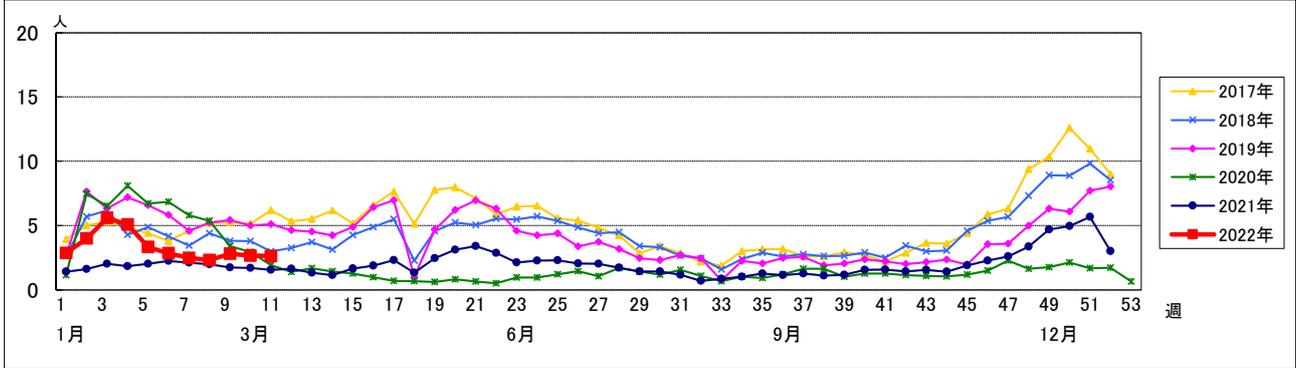
## 6 報告数と届出時点の重症度(2021 年第 12 週~2022 年第 11 週)



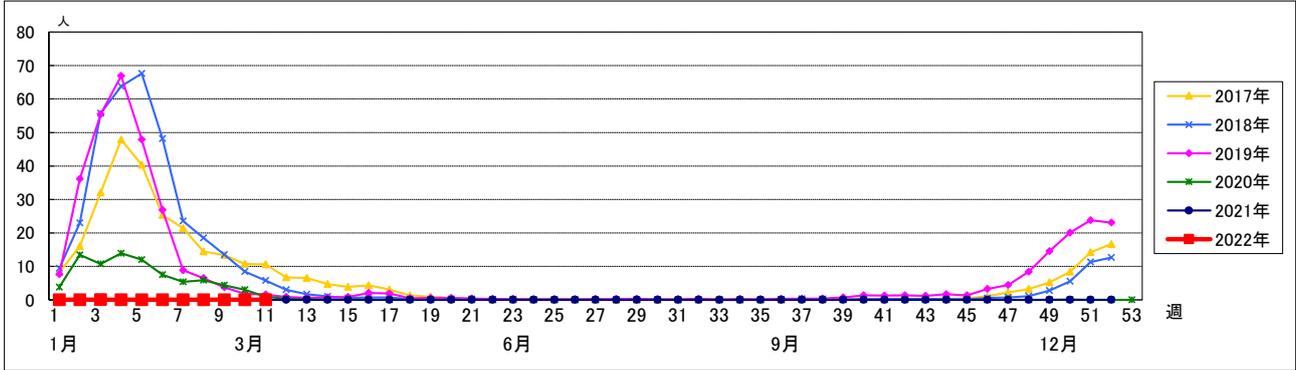
| 報告週対応表 |             |
|--------|-------------|
| 第7週    | 2月14日～2月20日 |
| 第8週    | 2月21日～2月27日 |
| 第9週    | 2月28日～3月6日  |
| 第10週   | 3月7日～3月13日  |
| 第11週   | 3月14日～3月20日 |

◇ 定点把握の対象

1 感染性胃腸炎: 昨年より高めの報告数で推移していて、第7週～第11週が、2.48、2.31、2.79、2.67、2.63と横ばいとなっています。



2 インフルエンザ: 例年より低めの報告数で推移しています。第8週～第11週は0.00となっています。



3 性感染症(2月)

|            |        |        |               |        |       |
|------------|--------|--------|---------------|--------|-------|
| 性器クラミジア感染症 | 男性:20件 | 女性:18件 | 性器ヘルペスウイルス感染症 | 男性:5件  | 女性:8件 |
| 尖圭コンジローマ   | 男性:6件  | 女性:2件  | 淋菌感染症         | 男性:11件 | 女性:1件 |

4 基幹定点週報

|                   | 第7週  | 第8週  | 第9週  | 第10週 | 第11週 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 細菌性髄膜炎            | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 無菌性髄膜炎            | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.66 | 0.00 |
| マイコプラズマ肺炎         | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| クラミジア肺炎(オウム病を除く)  | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

5 基幹定点月報(2月)

|                   |    |                |    |
|-------------------|----|----------------|----|
| メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 | 7件 | ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 | 0件 |
| 薬剤耐性緑膿菌感染症        | 0件 | -              | -  |

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときにのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

3月期(2022年第8週～第11週)に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点21件、内科定点2件、定点外医療機関からは2件でした。

単純ヘルペスウイルス1型分離1株及びヒトコロナウイルス遺伝子1件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(2022年第8週～第11週)

| 主な臨床症状<br>分離・検出ウイルス | 上<br>気<br>道<br>炎 | 下<br>気<br>道<br>炎 |
|---------------------|------------------|------------------|
| ヒトコロナウイルス*          |                  | 1                |
| 単純ヘルペスウイルス 1型       | 1                |                  |
| 合計                  | 1<br>-           | -<br>1           |

上段:ウイルス分離数 下段:遺伝子検出数

\*ヒトコロナウイルス:HCov OC43

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

3月期(2022年第8週～第11週)の「菌株同定」の検査依頼は、基幹定点からカルバペネム耐性腸内細菌科細菌2件、大腸菌1件、クリプトコックス1件でした。非定点からの依頼はありませんでした。保健所からの依頼は、劇症型溶血性レンサ球菌6件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌3件でした。

「分離同定」の検査依頼は、ありませんでした。

「小児サーベイランス」の検査依頼は、小児科定点から消化器系病原菌が1件でした。

表 感染症発生動向調査における病原体調査 (2022年第8週～第11週)

| 菌株同定      |        | 項目              | 検体数 | 血清型等  |
|-----------|--------|-----------------|-----|---|
| 医療機関      | 基幹定点   | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 | 2   | <i>Enterobacter cloacae</i> complex (1)、<br><i>Klebsiella aerogenes</i> (1)                                       |
|           |        | 大腸菌             | 1   | <i>Escherichia coli</i> O15 : H+ (1)  |
|           |        | クリプトコックス        | 1   | <i>Cryptococcus neoformans</i> (1)  |
| 保健所       |        | 劇症型溶血性レンサ球菌     | 6   | A群溶血性レンサ球菌 TUT型 (1)、<br>A群溶血性レンサ球菌 T22型 (1)、<br>A群溶血性レンサ球菌 TB3264型 (1)、<br>A群溶血性レンサ球菌 T28型 (1)、<br>G群溶血性レンサ球菌 (2) |
|           |        | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 | 3   | <i>Enterobacter cloacae</i> complex (1)、<br><i>Klebsiella aerogenes</i> (2)                                       |
| 小児サーベイランス | 材料     | 項目              | 検体数 | 同定、血清型等   |
| 小児科定点     | 直腸ぬぐい液 | 消化器系病原菌         | 1   | 消化器系病原菌不検出 (1)  |

【 微生物検査研究課 細菌担当 】